

「青森県・八戸市」連携融資制度

市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補助や利子補給を行います。

◆1. 空き店舗で開業する方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する方のうち、市内に主たる事業所があり、市税等の滞納がない中小企業者（原則として、個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては市内に本店登記をしている事業者）で、八戸商店街連盟に属している商店会等の区域内の空き店舗（※）で開業する方。（市の認定が必要）
※かつて小売業者等の店舗であったが、空き家・空き地等となってから3か月以上経過しているものが対象
- ◎補助対象融資額 1億円以内
- ◎補助対象期間 運転10年以内（据置き2年以内）
設備15年以内（据置き3年以内）
- ◎補助内容 信用保証料総額の7割を補助、さらに、中心市街地の特定道路に面した空き店舗での開業者には貸付当初から5年間の支払利息の1/2を利子補給

◆2. 八戸市内で創業する方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(1)に該当する方のうち、市内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、又は、市内で事業を開始して5年に満たない中小企業者の方で、次の要件を満たす方。原則として、個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては市内に本店登記をしている事業者。当該事業所が唯一のものである方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 10年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

◆3. 売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている方

- ◎対象者 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(3)①に該当する方のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる中小事業者（原則として、個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては市内に本店登記をしている事業者）で、最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 2,000万円以内（運転資金のみ）
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き6か月以内）
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

◆4. 東日本大震災により事業活動に影響を受けており、設備投資を考えている方

- ◎対象者 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(4)②に該当する方のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる中小事業者（原則として、個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては市内に本店登記をしている事業者）で、東日本大震災の影響により、最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して10%以上又は5%以上減少している方、売掛債権回収の長期化又は不能が生じている方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 5,000万円以内（設備資金のみ）
- ◎補助対象期間 10年以内（据置き2年以内）
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

お申込みは、取扱金融機関へ

<連携融資制度に関するQ&A>

「1. 空き店舗で開業する方」について

Q1. 融資期間が5年を超える場合でも対象になりますか？

A1. 対象となります。当該制度（空き店舗活用チャレンジ融資）は、「選ばれる青森」への挑戦資金で定める融資期間（運転資金10年以内、設備資金15年以内）の範囲内で融資を受けた方に対し、信用保証料総額の7割を補助し、さらに、中心市街地の特定道路に面した空き店舗での開業者には、貸付当初から5年間、支払利息の2分の1を補助するものです。なお、当該補助を超える額については自己負担となります。

「2. 八戸市内で創業する方」について

Q2. 融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内(*)かつ融資期間10年（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円(*)の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円(*)の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

(*)「八戸市創業支援資金」の借入残高がある方は、当該融資額から当該借入残高を差し引いた額

Q3. 八戸市内に本社（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が八戸市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

「3. 売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている方」について

Q4. 融資額が2,000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A4. 上記Q2と同様の取扱いとなります。

「4. 連携融資制度の利用手続き」について

Q5. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A5. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、ウリ信用組合、商工組合中央金庫 〕